

吹付けアスベスト飛散防止対策対応方針取扱要領

県有建築物に係る吹付けアスベストの飛散防止対策については、「吹付けアスベスト飛散防止対策対応方針」に基づき使用が確認された場合には、県民、職員の健康に対する安全性の確保を最優先とし、飛散を防止して、良好な室内環境の保全を図るため、除去等の飛散防止対策及び適切な維持管理等を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、建築物の利用状況及び吹付け建築材料の劣化状況などを総合的に判断して、緊急を要するものから優先的に実施することとし、同対応方針に基づく取扱要領を次のとおり定める。

1 応急の措置

吹付けアスベストの使用が確認された場合、直ちに室内環境中のアスベスト濃度測定を行うとともに、飛散のおそれ大きいと認められる場合には、アスベストが使用されている旨表示し、直ちに応急の飛散防止措置又は立入禁止措置を講じる。

2 措置の時期等

吹付けアスベストが使用されている建築物（棟・部屋等）の使用実態、吹付け建築材料の劣化の状況を勘案してランクⅠからランクⅢに区分した上で、ランクに応じた措置をとるものとする。

(1) ランクの区分

吹付け建築材料の劣化状況 建築物の使用状況	飛散のおそれ が大きい	飛散のおそれ が小さい	安定している
一般的に県民・職員が 利用する場所	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ
上記以外の場所 (機械室等)	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅢ

(2) ランク別の措置内容

ランク区分	措置内容
ランクⅠ	早急に適切な除去、封じ込め又は囲い込みの飛散防止対策を実施する。
ランクⅡ	早期に除去等の飛散防止対策を実施する。 飛散防止対策が講じられるまでは、維持保全計画を策定し、適切な点検、管理を行う。
ランクⅢ	飛散を防ぐための維持保全計画を策定し、適期に飛散防止対策を実施する。

なお、点検により、劣化の状況や損傷の状況に変化を確認した場合は、再度ランク及び措置を検討するものとする。

3 維持管理、記録の保存

飛散防止対策が終了するまで、毎年、室内環境中のアスベスト濃度測定を実施し、当該測定結果を保存するものとする。

また、吹付けアスベストの除去処理が完全に完了するまでの間は、維持保全計画書（建築物管理票兼点検記録票）を保存するものとする。

(参 考)

1 飛散防止対策の工法

除去処理工法	既存の吹付けアスベスト層を全部除去して、他の非アスベスト建材に代替える方法
封じ込め処理工法	既存の吹付けアスベスト層はそのまま残し、アスベストの表面に固化剤を吹付けることにより塗膜を形成する、又はアスベストの内部に固化剤を浸透させアスベスト繊維の結合力を強化することにより飛散を防止する方法
囲い込み処理工法	既存の吹付けアスベスト層はそのまま残し、アスベスト層が使用空間に露出しないよう、吹付けられている天井、壁等を非アスベスト建材で覆うことにより室内等への飛散を防止する方法

2 吹付け建築材料の劣化状況による「飛散のおそれ」の程度の区分

区 分	劣 化 ・ 損 傷 の 状 況
飛散のおそれ が大きい	次のいずれか一つでもある場合 ① 吹付け表面状態に毛羽立ちがある場合 ② 繊維のくずれがある場合 ③ 繊維の垂れ下がりがある場合 ④ 吹付け表面全体に損傷・欠損がある場合 ⑤ 床面に破片が頻繁に見られる場合 ⑥ 吹付け建築材料が下地と遊離している場合
飛散のおそれ が小さい	① 損傷・欠損は局所的で損傷部等の周辺の吹き付け建築材料は下地にしっかり固着している場合 ② 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合
安定している	① 吹付け面にひっかき傷等の物理的損傷がない場合 ② 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合 ③ 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合 ④ 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合